

【菰野町の給与・定員管理等について】

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	39,298	10,023,753	427,249	2,550,513	25.4	27.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

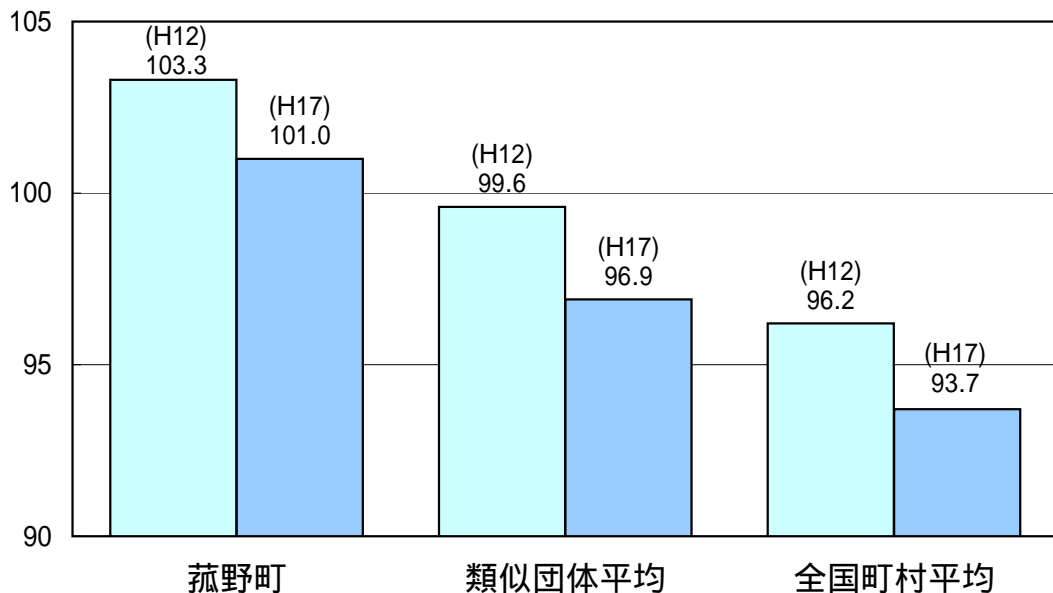
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費	(参考)類似団体平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B / A	一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	285	1,026,730	164,687	412,881	1,604,298	5,629	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

- 空欄としている事項については、後日掲載予定です。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(18年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
菟野町	42.10 歳	353,200 円	407,597 円	382,075 円
三重県	42.1 歳	357,490 円	441,127 円	円
国	40.4 歳	328,477 円	- 円	381,212 円
類似団体	歳	円	円	円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
菟野町	39.4 歳	267,400 円	296,895 円	284,797 円
三重県	46.2 歳	347,260 円	392,466 円	円
国	48.4 歳	286,500 円	- 円	318,595 円
類似団体	歳	円	円	円
民間事業者平均	歳	- 円	円	- 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(18年4月1日現在)

区分	菟野町	三重県	国	
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	142,800 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	140,300 円	円	-
	中学卒	127,700 円	円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(18年4月1日現在)

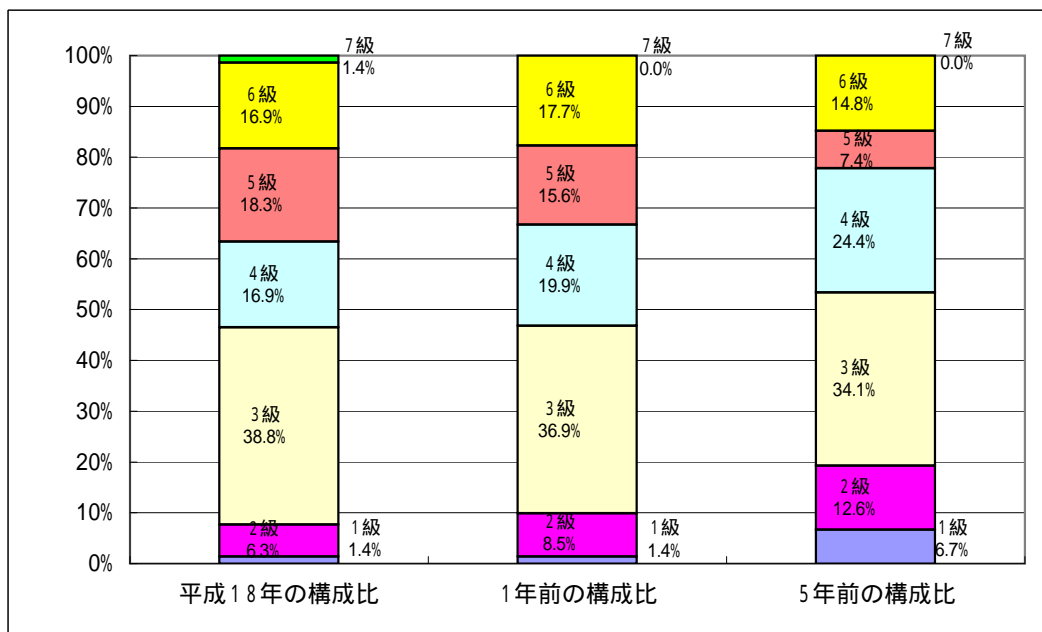
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	287,300 円	380,200 円	397,400 円
	高校卒	256,900 円	306,200 円	357,100 円
技能労務職	高校卒	226,300 円	272,600 円	285,300 円
	中学卒	- 円	250,400 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、主事補	2人	1.4%
2級	主任主事	9人	6.3%
3級	主査	55人	38.8%
4級	係長、副主幹	24人	16.9%
5級	課長補佐、主幹	26人	18.3%
6級	課長、検査監、企画監	24人	16.9%
7級	参事、課長、検査監、企画監	2人	1.4%

- (注) 1 職員の給与に関する条例の給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

菟野町	三重県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,510 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,837 千円	-
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(18年4月1日現在)

菰野町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 2,741 千円 26,163 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
津市、四日市市	1 %	2 人	1 %
菰野町	1 %	283 人	1 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
津市、四日市市	4 %	6 %
菰野町	4 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		4,239 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		44,156 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		33.6 %	
手当の種類(手当数)		13 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税収入金滞納処分手当	税務課職員	町税収入金の滞納整理に関する直接事務に従事したとき	日額500円
税外収入金滞納処分手当	税務課職員以外	税外収入金の滞納整理に関する直接事務に従事したとき	日額500円
防疫公害作業手当	環境課職員	伝染病若しくは伝染病の疑いのある患者及び家畜等の防疫作業又は公害防止若しくは水道業務等のため人体に有害なおそれのある作業に従事したとき	日額300円
清掃作業手当	環境課職員	清掃作業等に従事するもの 補助員を伴わないで大型し尿搬送車を運転したとき	月額10,000~15,000円 1往復200円
行旅病人同死亡人等処理手当	全職員	行旅病人(死亡人)等の処理に従事したとき	1件2,500(死亡3,000)円
土木作業手当	事業関係課職員	土木作業において現場監督並びに測量に従事したとき、又は庁外で作業をすることを常例とする職員で土木作業に従事したとき	日額100・200円
自動車運転手当	秘書広報課・建設課職員	庁用自動車専用運転(特殊自動車の運転業務)に従事する職員	月額2,000・5,000円
長時間勤務手当	全職員	1か月60時間以上の時間外勤務及び休日勤務に服したとき	60時間を超えた1時間当たり200円(災害に限る)
用地交渉手当	管財課	公共事業に必要な土地等の取得、使用、補償の交渉及び用地立会いに従事したとき	日額200円
夜間特殊業務手当	消防本部消防署職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において2時間以上消防業務に従事したとき	1当務300円
救急出動手当	消防本部消防署職員	救急業務に従事したとき	1件300円
火災出動手当	消防本部消防署職員	消火活動に従事したとき	1件300円
年未年始特殊業務手当	環境課職員	年未年始の期間において廃棄物収集又は不燃物処理場若しくは清掃センターにおける受付業務に従事したとき	日額5,500円
	消防本部消防署職員	年未年始の期間において正規の勤務時間による勤務の一部又は全部について1日4時間以上消防業務に従事したとき	1日勤4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	83,494 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	292 千円
支給実績(16年度決算)	86,358 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	297 千円

(6) その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,000円 3人目から 5,000円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 配偶者を扶養親族としていない場合の1人目 6,500円 満16歳～22歳の子の加算 5,000円	同		30,382 千円	249,036 円
住居手当	【自宅】 3,400円 【借家】 12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ 支給限度額 27,000円	異 同	新築又は購入後5年間……2,500円	10,473 千円	99,738 円
通勤手当	交通機関利用 支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じて 2,000～24,500円	同		10,703 千円	50,727 円
管理職手当	給料月額×10/100(課長級以上)	同		14,546 千円	519,514 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日等に臨時又は緊急の公務で勤務した場合 3～6H 8,000円 6H以上 12,000円	同		156 千円	5,571 円
宿日直手当	5,900円(年未年始 7,200円)	同		3,605 千円	26,701 円

5 特別職の報酬等の状況(18年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
		類似団体における 最高額 / 最低額		
給料	町 長	890,000 円	(920,000 円)	円 / 円
	助 役	680,000 円	(702,000 円)	円 / 円
	収 入 役	625,000 円	(643,000 円)	円 / 円
報酬	議 長	400,000 円	(- 円)	円 / 円
	副 議 長	320,000 円	(- 円)	円 / 円
	議 員	300,000 円	(- 円)	円 / 円
期末手当	町 長	(17年度支給割合)		
	助 役	4.45	月分	
退職手当	議 長	(17年度支給割合)		
	副 議 長	3.35	月分	
退職手当	町 助 収 入 役 備 考	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		任期ごとに算定	18,370,560 円	任期終了時
		任期ごとに算定	8,424,000 円	任期終了時
		任期ごとに算定	6,944,400 円	任期終了時

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況(平成18年4月1日現在)

区分	採用人数
一般職	6人
消防職	1人
計	7人

(2) 退職状況(平成17年度)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職等	合計
一般職	0人	1人	9人	10人
消防職	0人	0人	0人	0人
計	0人	1人	9人	10人

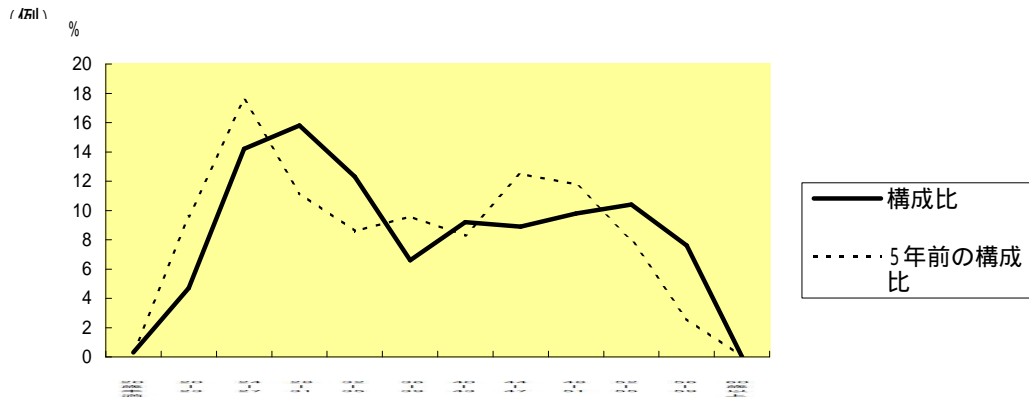
(3) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	備考	
		平成18年	平成17年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	53	51	2	
		税務	21	21	0	
		民生	74	76	-2	
		衛生	22	26	-4	
		農林水産	15	15	0	
		商工	3	3	0	
	土木	14	15	-1		
		計	206	211	-5	参考 人口1,000人当たり職員数 5.24人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 人)
		教育部門	33	34	-1	
	消防部門	40	41	-1		
	小計	279	286	-7	参考 人口1,000人当たり職員数 7.10人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 人)	
公営企業等会計部門	水道	11	11	0		
	下水道	14	14	0		
	その他	12	8	4		
	小計	37	33	4		
合計		316	319	-3	参考 人口1,000人当たり職員数 8.04人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

(4) 年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	15人	45人	50人	39人	21人	29人	28人	31人	33人	24人	0人	316人

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
320人	305人	15人	4.7%

(注) この職員数には教育長(特別職)を含んでいます。

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	計	(参考) 数値目標	
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
一般行政	職員数	211人	206人	-人	-人	-人	-人	-5人	305人	
	増減		-5人	-人	-人	-人	-人			
教育	職員数	34人	33人	-人	-人	-人	-人	-1人		
	増減		-1人	-人	-人	-人	-人			
消防	職員数	41人	40人	-人	-人	-人	-人	-1人		
	増減		-1人	-人	-人	-人	-人			
公営企業 等会計	職員数	33人	37人	-人	-人	-人	-人	4人		
	増減		4人	-人	-人	-人	-人			
計	職員数	319人	316人	-人	-人	-人	-人	-3人 (20%)		-15人
	増減		-3人	-人	-人	-人	-人			

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占める職員給与費比率
17年度	千円 830,943	千円 50,336	千円 75,996	% 9.1	% 7.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	人 11	千円 39,048	千円 4,764	千円 15,584	千円 59,396	千円 5,400	千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、18年3月31日現在の人数です。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
菟野町	38.5 歳	324,800 円	497,367 円
団体平均	歳	円	円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

菟野町				菟野町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(17年度)				1人当たり平均支給額(17年度)			
1,417 千円				1,510 千円			
(17年度支給割合)				(17年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
3.0	月分	1.45	月分	3.0	月分	1.45	月分
(1.6)	月分	(0.75)	月分	(1.6)	月分	(0.75)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(18年4月1日現在)

菟野町			菟野町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額		- 千円	1人当たり平均支給額		2,741 千円
		- 千円			26,163 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
菟野町	1 %	11 人	1 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
菟野町	4 %	4 %

- (注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		180 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		19,978 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		81.8 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫公害作業手当	水道課職員	伝染病若しくは伝染病の疑いのある患者及び家畜等の防疫作業又は公害防止若しくは水道業務等のため人体に有害なおそれのある作業に従事したとき	日額300円
土木作業手当	水道課職員	土木作業において現場監督並びに測量に従事したとき	日額100円
長時間勤務手当	水道課職員	1か月60時間以上の時間外勤務及び休日勤務に服したとき	60時間を超えた1時間当たり200円(災害に限る)
夜間特殊業務手当	水道課職員	水道課に勤務する職員が深夜において水道業務に従事したとき	1件1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	1,904 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	190 千円
支給実績(16年度決算)	2,452 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	245 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,000円 3人目から 5,000円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 配偶者を扶養親族としていない場合の1人目 6,500円 満16歳～22歳の子の加算 5,000円	同		804 千円	201,000 円
住居手当	[自宅] 3,400円 [借家] 12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ支給限度額 27,000円	同		392 千円	78,480 円
通勤手当	交通機関利用 支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じて 2,000～24,500円	同		709 千円	70,920 円
管理職手当	給料月額×10/100(課長級以上)	同		549 千円	549,360 円

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等について

種類	内容
勤務時間	8時30分から17時15分まで 週40時間勤務。 なお、勤務時間は勤務場所により異なることがあります。
週休日	土曜日、日曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
休憩時間	12時15分から13時までの45分間
休息時間	12時から12時15分まで及び17時から17時15分までのそれぞれ15分間

(2) 休暇制度等について

種類	内容
年次有給休暇	1年につき20日間付与。残日数がある場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができます(有給)。
病欠休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 結核性疾患の場合…1年以内 疾病の場合…90日以内 (有給)。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合(有給)。 結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏期休暇など。
介護休暇	配偶者等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合(無給)。
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで、育児休業をすることができる(無給)。

9 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(平成17年度)

免職	降任	休職	計
0 人	0 人	7 人	7 人

(2) 懲戒処分者数(平成17年度)

免職	停職	減給	戒告	計
0 人	0 人	0 人	5 人	5 人

10 職員のサービスの状況

主な種類	内容
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も、また、同様です。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等、政治的行為をしてはいけません。
争議行為等の禁止	職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して何益能業、忌業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる忌業的行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはいけません。

11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修状況(平成17年度)

研修名	参加人数
一般研修	34 人
専門研修	342 人
派遣研修	2 人

(2) 勤務成績評定の状況

職員の職務遂行過程で発揮した能力、資質、業績、態度等を適切に把握し、職員の能力育成に役立てるとともに、昇任、配置転換等の人事管理に活用するため、勤務成績の評定を実施しています。

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

厚生制度 … 職員の保健、元気回復のため、定期健康診断やメンタルヘルス事業等を実施しています。
共済制度 … 職員の相互救済を目的とする制度には、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、退職年金に関する制度には三重県市町村職員退職手当組合が主体となり実施しています。

(2) 公務災害補償

職員が公務により疾病、死亡、障害などになった場合の補償等の制度については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が主体となり実施しています。

13 公平委員会の業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況 … 平成17年度 該当なし

不利益処分に関する不服申立ての状況 … 平成17年度 該当なし